

こんなときは民生委員児童委員に相談を

民生委員児童委員は、地域の誰もが幸せで安心した生活ができるよう応援します。
何か心配ごとがありましたら民生委員児童委員に相談してください。
個人の秘密は厳守されます。

★在宅生活に関すること

- ・毎日の介護で困っていること
- ・福祉サービスの利用
(ホームヘルプ、配食、緊急通報装置、除雪、安否確認サービスなど)
- ・介護保険制度
(申請、認定、サービス利用提供など)

★くらしに関すること

- ・住まい
- ・近所付き合い
- ・生活費(職業や年金など)
- ・生活福祉資金など各種貸付制度の利用
- ・生活保護
- ・遊び場、通学路などの危険箇所
- ・公害や環境衛生

★家族に関すること

- ・結婚、離婚
- ・親子関係
- ・扶養
- ・相続

★育児や教育

- ・育児やしつけ
- ・学校生活の悩み
- ・いじめや不登校
- ・児童虐待、非行

★その他の困りごと

- ・身体や心身障がい、精神や知的障がいなど



青い門標が目印

◎民生委員児童委員

氏 名	担当地区	氏 名	担当地区
大石もと子	中和自治会(旧朝日、塩狩、南丘1、中和1~3) 三笠南自治会(旧三笠2)	西川とよ子	中和自治会 (旧中和5・6、川西1・2) 三笠南自治会(旧三笠3)
外山 秀男	大通自治会	大石多恵子	恵みヶ丘自治会
山下 眞樹	西町自治会	大西 京子	三和・菊野自治会
後藤 一枝	仲町自治会	嵯峨 哲次	松岡・北原自治会
森本 岸子	若草自治会(北側)	牧 千秋	西和福原自治会
山住トシ子	若草自治会(南側)	脇澤 幸男	東山自治会
森田 晴章	かたくり自治会(旧10区)	大場 栄子	町内全域(主任児童委員)
本館美智子	かたくり自治会(旧11区)	笠嶋 覚	町内全域(主任児童委員)

年 金 あ れ こ れ

～国民年金保険料の納付が困難なときは・・・
免除・猶予の手続きを～

経済的に保険料を納めることが困難な場合、本人の申請によって保険料の納付が免除される制度があります。※次のような手続きをせず保険料を未納のままの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生した場合、障害基礎年金等が受けられない場合があります。

【国民年金保険料免除制度】

国民年金保険料を納める本人や配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ一定基準以下の方、失業して納付することができない方は、申請により保険料の全額か一部が免除となります(一部免除の場合、免除以外の保険料を納付しないと未納扱いとなり、将来の年金額に当該期間分が反映されません)

【学生納付特例制度】

学校教育法に定める大学・大学院・短大・高等学校・専門学校・専修学校などの各種学校に在学する20歳以上の学生の方は、申請により保険料の納付が10年間猶予されます(当該期間は未納扱いにはなりませんが、追納しないと受給年金額に反映されません。また、3年以上前の保険料には、当時の保険料に加算額が上乗せされるため、早めの追納をおすすめします。)

【若年者納付猶予制度】

50歳未満で、本人や配偶者の前年所得がそれぞれ一定基準額以下の方は、申請をし、承認されると保険料の納付が猶予されます(当該期間は未納扱いにはなりませんが、追納しないと受給年金額に反映されません)。

※保険料の納付期限から2年を経過していない期間について、遡って免除等を申請できます。



日本年金機構旭川年金事務所(TEL0166-27-1611) か住民課お客さま窓口係(TEL32-2500) まで

保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金